

家畜の飼養者は飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

○飼養衛生管理基準の重要ポイントについて確認をしてください。

～ 回答が「いいえ」の方は、早急な改善が必要です。～

◆人・車両等の出入り対策

- 衛生管理区域の設定は適切ですか？
- 衛生管理区域に関係者以外が立ち入らないように看板等を設置していますか？
- 入退場車両の消毒は適切ですか？
- 農場専用フロアマットの使用等による交差汚染防止はされていますか？
- 入場者の消毒は適切ですか？
- 踏込み消毒槽は汚れていませんか？
- 畜舎毎に専用長靴は設置されていますか？
- 使用している長靴・衣服は清潔ですか？
- 手指の洗浄・消毒は適切ですか？
- 外部から物品を持ち込む場合には適切に消毒していますか？

◆野生動物侵入防止対策

- ねずみ及び害虫は駆除されていますか？
- 防鳥ネット(豚、鶏)や防護柵(豚)に破損箇所はありませんか？
- 衛生管理区域又は畜舎周辺の不要な資材等の処分、除草等を行っていますか？
- 飼料の保管は適切ですか？
- 畜舎内の飼料のこぼれ等の清掃を行っていますか？
- 飲用水は十分に消毒されたものを給与していますか？



農水 飼養衛生管理基準について(HP)

◆早期摘発・早期通報

- 毎日家畜を観察していますか？
- 飼養家畜の『特定症状』を知っていますか？

家畜排せつ物の適正管理をお願いします！

中央家畜保健衛生所

一つでも該当する場合は、直ちに改善が必要です！

- 糞尿・堆肥が、堆肥舎外へ露出している
- 降雨時に、糞尿・堆肥に雨があたり流出している
- 堆肥を田・畑にすぐにすき込まず、放置している
- 地域の栽培基準以上に堆肥をすき込んでいる



自己所有地への糞尿不法投棄

一定規模以上の畜産業を営む者は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、**家畜排せつ物の適正管理が義務付けられています。**

「これ位はいいだろう」「明日やればいいだろう」ではなく、不適切な管理が環境汚染につながることを常に意識し、家畜排せつ物の適正管理に取り組んでください。

長雨による流出等が発生しないよう、くれぐれも注意をお願いします。

詳しくは農林水産省ホームページ「家畜排せつ物法管理基準と施行状況」をご覧ください。

また、長崎県では堆肥流通を推進するため、堆肥需給者や流通業者のリストを作成していますので、長崎県庁ホームページ「耕畜連携(マッチング)」をご活用ください。



農水 家畜排せつ物法管理基準(HP)



農水 堆肥需給者ネットワーク(HP)